

令和 7 年 9 月 5 日

市政記者各位

福岡市福祉局介護保険課

高額介護サービス費の算定誤りについて

介護保険では、介護サービス費の 1 か月あたりの自己負担額の合計が、所得区分に応じた一定の上限額を超えた場合、その超えた額を「高額介護サービス費」として支給しています。

この高額介護サービス費について、令和 7 年 1 月に算定誤りが判明したため、システム改修及び全件調査を行った結果、他の算定誤りがあることを確認しました。

対象となる皆様にお詫びし、返納のお願い又は追加支給を行うとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 経緯

- 令和 7 年 1 月に、高額介護サービス費の所得区分の設定に係る課税所得に疑義のある事例が見つかり、介護保険システムの設定等を調査した結果、制度改正に伴うシステム改修における課税所得の計算式に誤りがあり、損失の繰越控除のある方の一部に高額介護サービス費の算定誤りがあることが判明し、追加支給した（12 人、計 1,713,719 円）。【2 月 28 日公表】
- 上記事案に関連し、7 月に正しい課税所得の計算式にプログラム修正を行う中で、修正前後の課税所得のデータベースを全件突合調査したところ、課税所得計算上の営業所得の取扱いにも誤りがあったこと等が判明し、新たに高額介護サービス費の算定誤りが見つかったもの。

2 返納等の対象者数及び金額

(1) 対象期間

令和 4 年 8 月から令和 6 年 7 月までのサービス利用分

(2) 返納

- ・対象者数 2 人
- ・対象金額 計 1,159,521 円

(3) 追加支給

- ・対象者数 1 人
- ・対象金額 137,010 円

3 今後の対応

対象となる方にお詫びと手続き等の説明を進めており、手続き等が完了した方から順次、徴収又は追加支給を行ってまいります。

※ 高額医療合算介護サービス費への影響も調査しており、支給等が必要な場合は、対象者へ別途お知らせします。

4 再発防止策

制度改正等によるシステム改修を行う際は、引き続き、改修内容に誤りがないかの確認を徹底するとともに、チェック体制の確保に努めてまいります。

問い合わせ先

福祉局介護保険課 平川 TEL 092-711-4227